

藤沢市議会陳情の委員会付託に係る申し合わせ事項（案）

（平成30年5月 日 議会運営委員会 決定）

1. 陳情の取り扱いについて

提出された陳情のうち、次のいずれかに該当する内容が含まれると認められる場合は、議会運営委員会での協議の上、委員会付託を行わず、全議員配付の取り扱いとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

- （1）法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの。
- （2）特定の個人の私生活についての秘密が明らかとなるおそれがあるもの。
- （3）特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの。
- （4）係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの。
- （5）市の職員に対する懲戒その他の処分又は訓戒その他の人事的措置を求めるもの。
- （6）その他、取り扱いを議会運営委員会で協議し、付託しないことが適当と認められるもの。

2. 施行期日

この申し合わせ事項は、平成30年5月 日から施行する。

藤沢市議会議会運営委員会申し合わせ事項（案）の抜粋 （陳情の取り扱いに係る追記箇所）

3 ページ目

2 議案等の付託について

（5） 陳情について

- ① 提出された陳情は、議長が所管の委員会に付託する。ただし、「藤沢市議会陳情の委員会付託に係る申し合わせ事項」において定めるところにより、議会運営委員会における協議の結果、これに該当すると認めたものについては、委員会に付託せず、その写しを議員に配付する。＜平成30年5月22日、申し合わせ＞
- ② 市外居住者から郵送で提出された陳情は、委員会に付託せず、その写しを議員に配付する。